

船橋市における 生活困窮者自立支援制度の取り組み

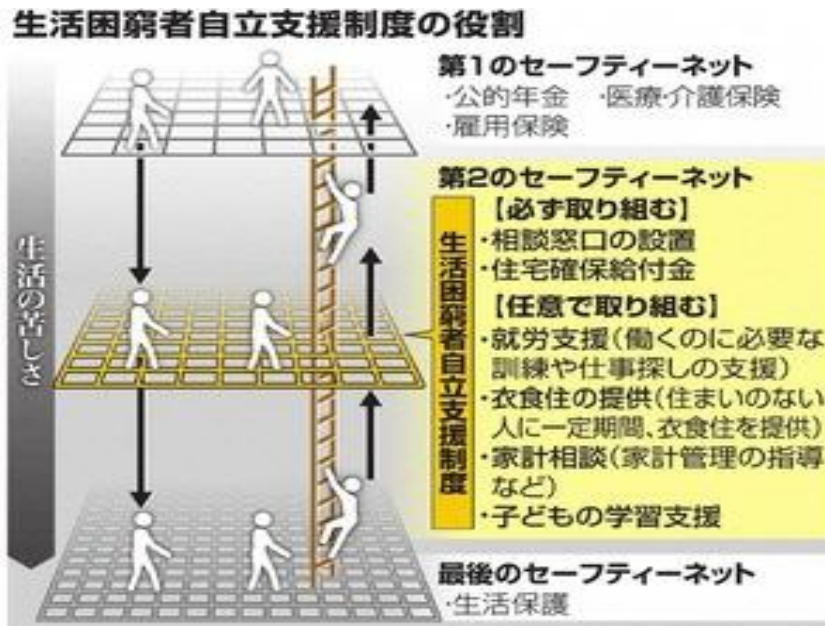
船橋市健康福祉局
福祉サービス部地域福祉課

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法

○平成25年12月13日制定、平成27年4月1日施行

⇒船橋市では平成24年12月に開設していた「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」において開始



※平成27年12月31日朝日新聞
デジタルより抜粋

生活困窮者とは

「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法の定義）」



今後の生活に不安がある人

失業して、借金を抱えてしまっている



離婚して、今後の生活に不安



なぜか求職活動がうまくいかない



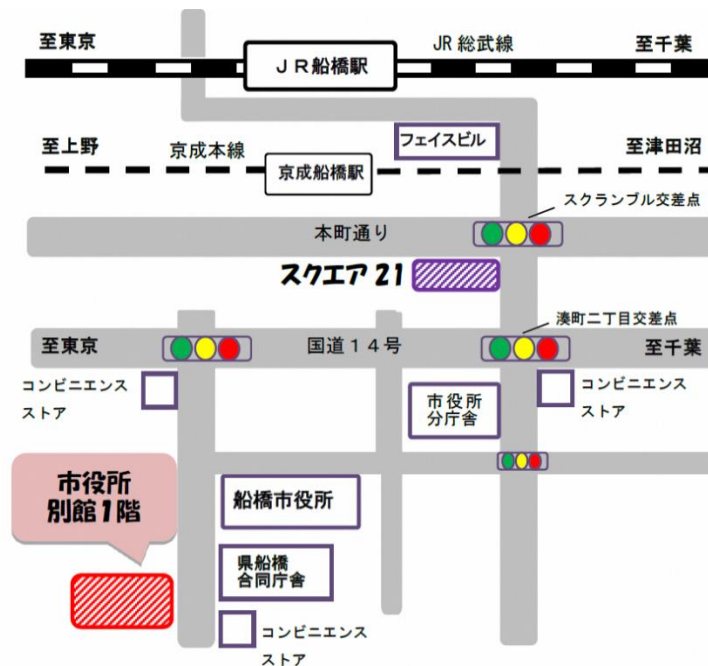
子どもが引きこもっていて今後の心配



「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」ってどんなところ？

○船橋市が設置する総合相談窓口です。対象者を限定せず、相談を受けています。

○『福祉制度の対象にならない方』や『どこに相談したらよいかわからない方』、『たくさんの困りごとを抱えている方』などのご相談をお受けしています。



所在地：船橋市湊町2-8-11

市役所別館1階

TEL: 047-495-7111

FAX: 047-435-7100

E-mail: circle@kazenomura.jp

① 自立相談支援事業

目的

生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で相談支援を行い、就労その他自立に関する支援策の提示、事業利用のためのプランを作成し、自立を支援する。

事業内容

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け・・・

- ①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握する。
- ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定する。
- ③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を実施する。
- ④行政機関が行う地域ネットワークの強化などの地域づくりに協力する。

②住居確保給付事業

目的

離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った、又はそのおそれがあり、所得等が一定水準以下の方に対して、有期で住居確保給付金(家賃の一部または全部)を支給する。

住居確保給付事業の概要

○支給対象者(令和2年4月20日から下線部を拡大)

離職等後2年以内又はやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少し、離職等と同様の状況にあり、
〈現在住居がない〉又は〈住居を失うおそれのある〉方

○支給要件(船橋市の金額基準)

- ①収入要件:月収(単身)12.7万円以下、(2人世帯)18.2万円以下、(3人世帯)22.8万円以下
- ②資産要件:預貯金(単身)50.4万円以下、(2人世帯)78万円以下(3人世帯以上)100万円以下
- ③就職活動要件:ハローワークでの月2回以上の職業相談、月4回以上の応募等、(離職者、受給10か月目以降)、自治体での月1回以上の面接等支援 ※新型コロナウイルス感染症の影響により一部要件緩和

○支給上限額(船橋市)

(単身)43,000円、(2人世帯)52,000円、(3人世帯)56,000円

○支給期間

原則3か月。一定の条件を満たした場合は、最大9か月間受給することができる。(令和2年度新規申請者は最大12か月) ※令和5年3月31日まで、特例で再支給(3か月限定)の申請が可能。

期待される効果

生活困窮者自立支援法において唯一の給付型制度(代理納付)であり、生活保護に至らないためのセーフティーネットとして、効果を発揮。

③就労準備支援事業

目的

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し・・・

「生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練」や「就労体験等を通じた訓練」を行うことで、一般就労に従事することのできる基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。

事業内容

対象者の状態に合わせて・・・

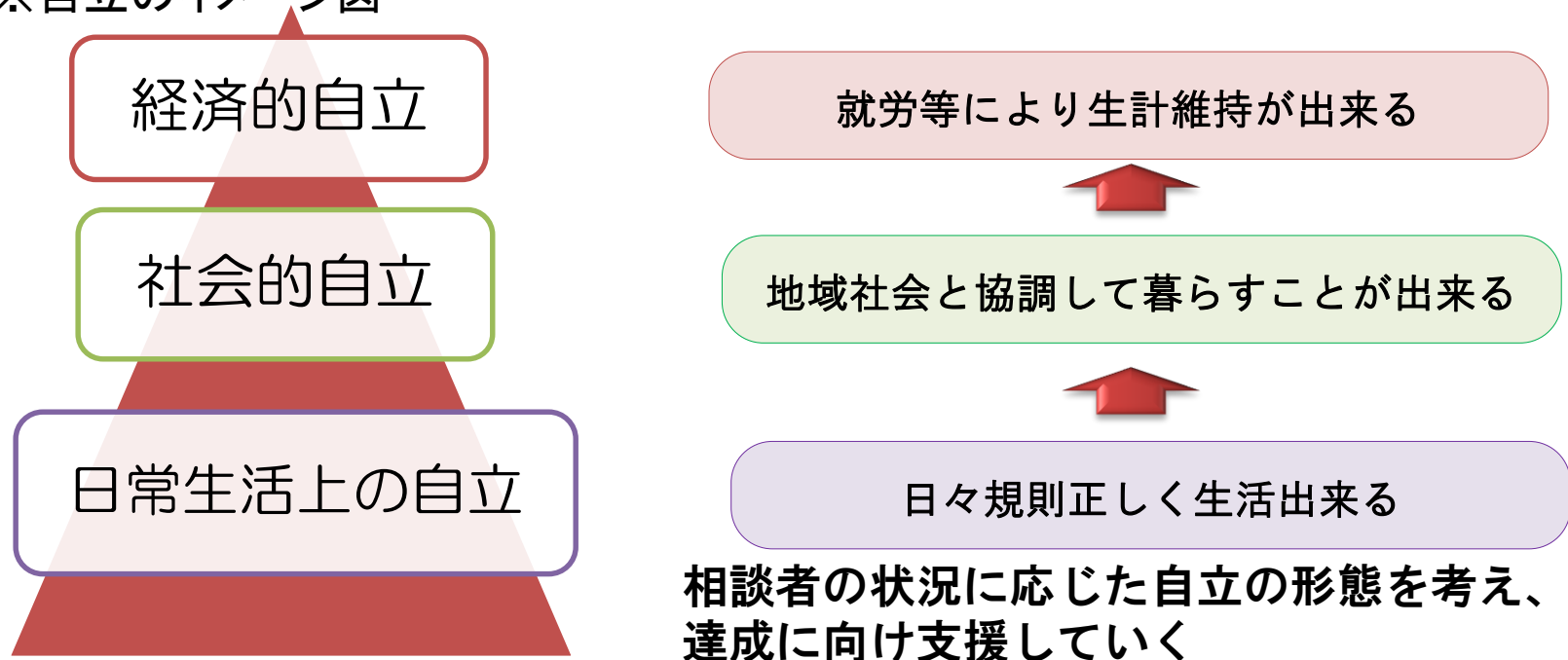
- ①生活習慣形成と社会参加を達成するため各地区で行っているボランティア活動に参加する為のプラン(スケジュール)を作成
- ②市内の事業所(社会福祉法人やNPO・一般企業・個人事業所)が行う就労体験の場の提供
- ③一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得支援(面接訓練やPC研修会等)

③就労準備支援事業

期待される効果

- 生活習慣形成や社会参加、就労訓練を行い「日常的な自立」、「社会的自立」、「経済的自立」を支援し一般就労に就くための基礎的な能力の習得を可能とする。
- 地区社会福祉協議会のミニデイサービス等でのボランティア活動や協力企業での就労体験を行うことで、生活困窮者の社会参加を達成する。

※自立のイメージ図



④家計改善支援事業

目的

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことで相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。

事業内容

- ①生活困窮者の家計再建に向けたきめの細かい相談支援
(家計表の作成や公的制度の利用支援)
- ②家計収支等に関する課題の分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成
- ③必要に応じて貸付の斡旋を行う

期待される効果

- 生活困窮者が直面している問題の解決を支援するだけでなく相談者自身の家計管理能力を引き出す視点を持つことにより生活の再生や自立の支えとなる。
- 結果として再び困窮状態になることの予防や税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化といった効果が期待される。

⑤ 無料職業紹介事業

目的

業務の単純化や勤務時間の短縮が必要であるため、ハローワークの求人等では就労先を発見することが困難な人に対して、相談員が相談者の希望条件等を企業へ直接交渉や調整を行い、一人ひとりに合った仕事が見つかるよう支援する。

事業内容

- ① 相談員が相談者一人ひとりから、できる仕事の内容や勤務可能な時間などを詳しく聞き取り、企業と直接交渉や調整を行って、その人に合った仕事を紹介。
- ② 自立相談支援事業と連携し、就労後の悩み等の相談をお受けすることで、職場の定着支援を行う。

期待される効果

- 相談者一人ひとりに合った仕事を紹介することで、希望の職種に就くことができるようになる。
- 自立相談支援事業と連携し、就労の定着支援を行うことで、仕事が長続きする。

「保健と福祉の総合相談窓口」さーくると生活困窮者自立支援事業について

平成30年度から①～④をさーくると一体的に実施。また、平成30年度から、⑤の許可を「さーくる」の受託法人に取ってもらい、よりきめ細やかな就労支援を行えるようになった。新型コロナによる相談件数の急増に対応するため、令和2年4月23日から単年度契約で相談員を増員している。加えて住居確保給付金の制度改正があり、大幅に対象者が増加したため、同年4月27日から設置した住居確保給付金臨時窓口を同年6月30日から「さーくる」の受託法人に単年度契約で委託している。

①総合相談窓口事業
(自立相談支援事業(必須)を含む)

- ・保健・福祉に関するワンストップの相談窓口
- ・生活困窮者の抱える課題を分析。支援プランを策定
- ※H30～R4委託先:(福)生活クラブ

【(福)生活クラブの法人概要】

- ・事務所所在地 佐倉市
- ・経営事業 県内各地に老人福祉施設(市内に高根台つどの家あり)、児童福祉施設、障害者福祉施設、居住支援法人、養子縁組あつせん事業等あり
- ・受託事業 総合相談窓口及び生活困窮者自立支援事業(柏市、船橋市)、生活困窮者自立支援事業(四街道市、印西市、千葉市、白井市、酒々井町・栄町)、地域包括支援センター(柏市、我孫子市、千葉市、八街市)、中核地域生活支援センター(千葉県)、障害者委託相談支援事業(佐倉市)、退所児童等アフターケア事業(千葉県)

本人の状況に応じた包括的な支援を
各事業が連絡調整し、継続的に実施

②住居確保給付事業(必須)

- ・離職者への有期の家賃支援
- ※H30～R4委託先:(福)生活クラブ

③就労準備支援事業(任意)

- ・就労にすぐに結びつかない人に対して、グループワークやボランティア体験、就労体験を実施
- ※H30～R4委託先:(福)生活クラブ
- R4委託先:(福)船橋市社会福祉協議会

④家計改善支援事業(任意)

- ・家計表等を作成し、家計のやりくりができるように支援
- ※H30～R4委託先:(福)生活クラブ

⑤無料職業紹介事業

- ・相談者一人ひとりに合った仕事を企業と交渉・調整し紹介
- ※H30～R4委託先:(福)生活クラブ

さーくる 職員配置状況表(複数年契約の内容)

事業名	平成30年度～令和4年度
①総合相談窓口事業 (自立相談支援事業を含む)	・主任相談支援員1名 ・相談支援員5名 ・就労支援員1名・事務職員1名
②住居確保給付事業	・相談支援員兼就労支援員1名 (住居確保給付金担当)
③就労準備支援事業 (さーくる分のみ)	・就労準備支援員2名 ・事務職員1名
④家計相談支援事業	・家計相談支援員1名
⑤無料職業紹介事業	・就労支援員1名

※⑤の担当は①の就労支援員又は③の就労準備支援員のうち1名が兼務

事業実績

①総合相談窓口事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	18,962件	22,671件	22,214件
相談内訳	①経済困窮、②健康、③住まい、④払い※複数回答	①経済困窮、②支払い、③住まい、④仕事、⑤健康※複数回答	①経済困窮、②支払い、③住まい、④仕事、⑤健康※複数回答
自立相談支援事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度中のケース数	380人	1,121人	2,367人
年度ごと終結ケース数	58人	68人	103人
終結ケースの内訳	就労32人、収入増加6人、生活保護6人、その他32人	就労34人、収入増加11人、生活保護7人、その他16人	就労46人、収入増加10人、生活保護14人、その他33人
新規相談件数	1,181件	1,822件	1,424件
プラン作成件数	119件	115件	129件
就労者数	64人	121人	151人
就労者類型	正社員13人、契約社員14人、派遣社員6人、パート21人、その他1人、不明9人	正社員14人、契約社員14人、派遣社員13人、パート37人、その他7人、不明36人	正社員30人、契約社員21人、派遣社員18人、パート34人、その他9人、不明39人
②住居確保給付事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給延べ月数	71月	3,870月	1,510月
支給決定件数(延長等含む)	28件	1,397件	403件
支給金額	3,285,900円	171,790,100円	65,298,900円
③就労準備支援事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プラン作成件数	19件	10件	14件
利用者数	177人	116人	108人
※延べ人数			
就労者数	6人※うち4人	2人	4人
※就労体験後の就労者数			
就労者類型	パート4人、派遣1人、就労継続支援A型1人	パート1人、就労継続支援A型1人	パート1人、就労継続支援A型3人
④家計改善支援事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プラン作成件数	32件	15件	20件
家計改善件数	28件	17件	12件